

都城市中小企業退職金等共済加入事業補助金の概要

1 補助対象事業者 ※以下(1)～(4)のすべての要件を備える中小企業主が対象です。

- (1) 市内に事業所を有する者
- (2) 補助金申請日に現に市内に住所を有する従業員を被共済者として退職金共済契約を締結している者
- (3) 退職金共済掛金を被共済者1人につき5,000円以上納付した者
- (4) 市税の滞納がない者

2 補助内容

【加入補助金】

対象期間中（令和6年10月1日から令和7年9月30日まで）に退職金共済制度へ「新規加入※1」又は「追加加入※2」した被共済者数に、1人につき5,000円を乗じて得た額とする（従業員1人1回限り）。

ただし、滞納以外の理由により、昨年度の対象期間（令和5年10月1日から令和6年9月30日まで）における共済掛金の合計額が5,000円に満たない被共済者がいた場合で、今年度の対象期間（令和6年10月1日から令和7年9月30日まで）における共済掛金の合計額とあわせた金額が5,000円を超えるときは被共済者数に含め、5,000円に満たない場合は被共済者に含めないものとする。

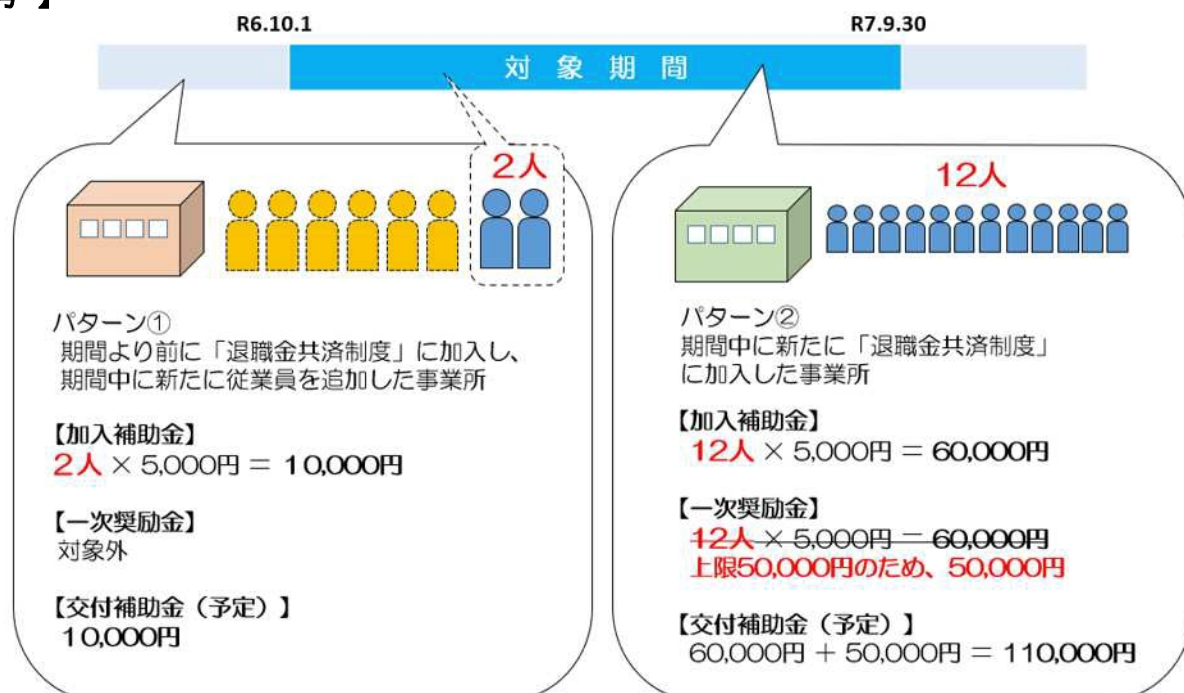
※1「新規加入」…補助対象者（中小企業主）が、新たに退職金共済制度に加入すること。

※2「追加加入」…既に、退職金共済制度に加入している補助対象者（中小企業主）が、従業員を追加すること。

【一次奨励金】

新規加入した補助対象者について、一時奨励金として、市内在住の被共済者1人につき5,000円を乗じて得た額を上乗せする（上限50,000円。1事業者1回限り）。

【参考】



（裏面あり）

3 申請方法 ※「オンライン申請」もしくは「郵送での申請」のいずれかを選択してください。

【オンライン申請の場合】

- まず初めに、「G ビズ ID プライムアカウント」を取得していただく必要があります。その後、オンライン申請が可能です。
- 作成・提出が必要な書類は「掛金納付状況表（様式第 2 号）」のみです。「掛金納付状況表（様式第 2 号）」を作成後、申請フォームに沿ってオンライン申請をお願いいたします。

「G ビズ ID」とは？

G ビズ ID は、デジタル庁が発行している、すべての事業者を対象とした共通認証システムです。

経済産業省や中小企業庁、厚生労働省など様々な行政システムで利用できる共通 ID となっており、補助金申請、社会保険手続、各種認可申請など業務上の電子届出や申請に使用できます。

ID 発行時に一度だけ代表者の身元確認を行えば、その後の各手続での本人確認書類提出が不要になります。

幅広い行政サービスに対応しており、今後も拡大予定です。



←「G ビズ ID の取得」
はこちら



←「G ビズ ID 取得後の
補助金オンライン申請」
はこちら（市ホームページ）

【郵送申請の場合】

納税状況調査（市税の滞納の有無について、市が調査すること）への同意の有無で、提出書類が異なります。

納税状況調査に同意する場合	納税状況調査に同意しない場合
(1) 補助金等交付申請書（様式第 1 号の 2） (2) 掛金納付状況表（様式第 2 号） (3) 補助金交付請求書 (4) 通帳等の写し※1 （口座番号・名義人・支店名等が分かるもの）	(1) 補助金等交付申請書（様式第 1 号）※2 (2) 掛金納付状況表（様式第 2 号） (3) 補助金交付請求書 (4) 通帳等の写し※1 （口座番号・名義人・支店名等が分かるもの） (5) 市税の滞納のない証明書 ※3

- ※1 通帳（表紙と口座番号、銀行等の支店名等が記載されたページ）、残高証明書 等
- ※2 様式第 1 号を使用する場合は、市役所ホームページより様式をダウンロードしてください。記入例についても、市役所ホームページを御確認ください。
- ※3 発行 1 通につき手数料 300 円が必要です。発行から 1 ヶ月以内のものがが必要です。
金融機関窓口等で市税・国保税納付後、2 週間前後以内にこの証明を請求する場合は、市税・国保税を納付したことが分かる領収書を御持参ください。
○発行場所 ・都城市役所 1 階 市民課（2 番窓口）、2 階 納税管理課（11 番窓口）
・各総合支所 地域生活課
・各地区市民センター窓口

郵送先：〒885-8555 都城市姫城町 6 街区 2 1 号 都城市役所 商工政策課 雇用対策担当

4 補助申請期間 ※オンライン申請の場合、G ビズ ID 取得に 2 週間程度要します

令和 7 年 11 月 25 日（火）から令和 8 年 1 月 15 日（木）まで ※消印有効